

平成28年12月9日 開会

平成28年12月21日 閉会

(定例第10回)

# 南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第98号

平成28年第10回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月21日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 平成28年12月9日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

加 藤 学君	荊 尾 芳 之君
長 束 博 信君	白 川 立 真君
三 鴨 義 文君	仲 田 司 朗君
板 井 隆君	景 山 浩君
細 田 元 教君	井 田 章 雄君
亀 尾 共 三君	真 壁 容 子君
秦 伊知郎君	

---

○12月21日に応招した議員

滝 山 克 己君

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

平成28年 第10回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成28年12月9日（金曜日）

---

議事日程（第1号）

平成28年12月9日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 議案第93号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第7 議案第94号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に関する協議について
- 日程第8 議案第95号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第9 議案第96号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第10 議案第97号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第98号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第99号 南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について

- 日程第20 議案第 107号 平成28年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第 108号 平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第 109号 平成28年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第 110号 平成28年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第 111号 平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第 112号 平成28年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 議案第93号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第7 議案第94号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に関する協議について
- 日程第8 議案第95号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第9 議案第96号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第10 議案第97号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第98号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第99号 南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第 100号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第 101号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第 102号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第 103号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第 104号 公の施設の指定管理者の指定について

- 日程第18 議案第 105号 公の施設の指定管理者の指定について  
日程第19 議案第 106号 公の施設の指定管理者の指定について  
日程第20 議案第 107号 平成28年度南部町一般会計補正予算（第4号）  
日程第21 議案第 108号 平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第22 議案第 109号 平成28年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第23 議案第 110号 平成28年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第24 議案第 111号 平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）  
日程第25 議案第 112号 平成28年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）

---

出席議員（13名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
4番 長束 博信君	5番 白川 立真君
6番 三鴨 義文君	7番 仲田 司朗君
8番 板井 隆君	9番 景山 浩君
10番 細田 元教君	11番 井田 章雄君
12番 亀尾 共三君	13番 真壁 容子君
14番 秦 伊知郎君	

---

欠席議員（1名）

3番 滝山 克己君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 .....	岩田 典弘君	書記 .....	田村 誠君
		書記 .....	杉谷 元宏君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	陶山 清孝君	副町長 .....	松田 繁君
教育長 .....	永江 多輝夫君	総務課長 .....	唯 清視君

総務課課長補佐	藤原 宰君	企画政策課長	大塚 壮君
防災監	種 茂 美君	税務課長	伊藤 真君
町民生活課長	山根 修子君	教育次長	板持 照明君
総務・学校教育課長	見世 直樹君	病院事務部長	中前 三紀夫君
健康福祉課長	山口 俊司君	福祉事務所長	岡田 光政君
建設課長	芝田 卓巳君	上下水道課長	仲田 磨理子君
産業課長	頼田 泰史君		

---

### 議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

平成28年12月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

10月21日午後2時ごろ、鳥取県中部を震源として発生いたしました中部地震は、最大震度6弱が観測され、被害が相次ぎました。幸いにも死者はありませんでしたが、しかしながら避難生活や断水等で生活に支障を来し、大変な御苦勞をなされたと思います。我が町も平成12年に鳥取県西部地震を経験しております。災害はいつ起こるかわからないと肝に銘じ、日ごろの備えが必要と再確認いたしました。

さて、本定例会は10月16日に施行されました町長・町議会議員選挙後、新しい町長、議員となつての初めての定例議会であります。町民の皆様の負託に応えるべく、議員一同、全力で頑張つてまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

本定例会におきましては、28年度一般会計補正予算、条例の一部改正等、議案を御審議いただく予定としております。後ほど町長から諸議案の内容についての説明がございますが、提出されます議案に対しましては、慎重審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することを願います。

寒さも一段と厳しさを増してまいりましたが、議員の皆様方におかれましては、なお一層町民の皆様方の負託に応えられますようお願い申し上げ、開会の御挨拶と申し上げます。

---

### 午後1時00分開会

○議長（秦 伊知郎君） まだです。町長、もうちょっと待ってください。

ただいまの出席議員数は13名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成28年第10回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

6番、三鴨義文君、7番、仲田司朗君。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、13日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長からの報告をいたします。

11月2日に行われました西部町村議会議長会の報告をいたします。

西部町村議会議長会連絡会議が11月2日に西部町村会事務局にて開催されました。

村上会長の挨拶の後、平成29年度の事業計画、平成29年度の予算、鳥取県中部地震への対応等の議題について審議をいたしました。

事業計画として、定期総会を2月に、議長・副議長・事務局合同会議を7月に、行政調査を7月か8月に、議員研修会並びに球技大会を9月というスケジュールが決定しています。

29年度の歳入歳出予算は444万円であります。

中部地震の対応は各町村議会での見舞金を西部議長会を通じて行う、これらのことが決定しております。

続きまして、11月9日に行われました町村議会議長全国大会についてであります。

第60回町村議会議長全国大会は、11月9日、東京のNHKホールで、安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長、二階自由民主党幹事長ほか多くの国会議員の方々を迎え、開催しております。

会長の挨拶、来賓の祝辞の後、議事に入り、25項目の要望、決議として地方創生のさらなる推進、分権型社会の実現と、道州制導入への反対を含め、17の議決、特別議決として、参議院選挙における合区の解消、地方議会議員の厚生年金制度への加入の実現等、5つの特別議決が提案され、全会一致で可決されています。

特別講演といたしまして、シンクロスイマー、教育コメンテーターの武田美保氏の「究極のチームワーク・リーダーシップ」との題目での講演がございました。

同時に、第41回豪雪地帯町村議会議長全国大会も開催されています。資料は事務局に閲覧に付しておりますのでごらんになっていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、鳥取県西部広域行政管理組合議会、これは11月の10日に開催されています。

鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会は11月10日に開催されました。

議案といたしまして、火葬場条例の一部を改正する条例の制定について、2つ目に火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、3番目に27年度一般会計の決算認定について、4番目に議会の委任による専決処分についてが提案されています。

火葬場条例の一部改正は、現行の使用料が平成8年の改定以来、20年間据え置きされている料金を、受益者負担の原則に基づき改定するものであります。一例といたしまして、火葬場使用の火葬の場合、現在は死体一体8,000円ですが、これを1万2,000円とするものであります。

27年度の一般会計決算は、決算委員会に付託されました。11月の22日に委員会が開催される予定であります。

専決処分につきましては、公務中の物損事故に対してその額の決定によるものであります。

以上、報告を終わります。

続いて、議員からの報告を受けます。

まず、11月の14日に行われています鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をいただきたいと思っております。

10番、細田元教君、よろしく願いいたします。

10番、細田元教君。



○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 去る11月14日、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会がございまして、その中身について御報告させていただきます。

鳥取県におきましては、後期高齢者医療制度の被保険者数は9月末現在9万591人となり、鳥取県の人口に占める割合は15.9%となっております。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2025年に鳥取県における75歳以上の人口は20.16%、10万4,817人、2035年には22.37%、11万609人と予想されており、5人に1人以上が後期高齢者医療の被保険者となります。このように高齢者数の増加や医療の高度化により、医療費はますます増加すると推測されますが、医療保険制度は国民健全な生活を維持するためには必要な制度であり、効率化・適正化を通じて制度を維持させることは重要と考えております。

後期高齢者医療制度の創設以来、特例措置として継続されてきた低所得者への均等割の9割、あるいは8.5割軽減及び健康保険の被扶養者であった方への軽減措置について、平成27年1月に国の社会保障制度改革推進本部により、後期高齢者の保険料軽減特例について、低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すことが示されました。

鳥取県後期高齢者医療広域連合では、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、急激な負担増とならないよう国に要望しているところであります。

また、以前より実施していました後発医薬品の利用促進や重複多受診者への訪問指導に加え、平成28年度から新たに歯科健診を推進しており、医療費の適正化や健康寿命の延伸を図る取り組みをさらに進めてまいりたいと思っております。

議案は、第11号から第20号まであります。一括して説明させていただきますが、議案第11号は鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正、第12号は鳥取県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正、議案第13号は鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正、議案第14号は鳥取県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正でございます。これは行政不服審査会が全部改正され、4月1日から施行されたことに伴い関係条例の改正を行うもので、主な改正内容といたしましては不服申し立てが審査請求に一元化されたことに伴い、用語を「不服申し立て」から「審査請求」に、「決定」を「採決」に改めました。また、情報公開条例及び個人情報保護条例に係る審査請求については、行政不服審査法の適用除外とし、情報公開・個人情報保護審査会で対応することにしました。施行日は公布の日としております。

議案第15号は、平成27年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算の専決処分でございます。これは27年度に実施しましたコンピューターサーバーの更新及び不正アクセス通

信等への対策事業が国の補助金対象となったため、新たに補助金の受け入れ費目を追加するとともに財源を更正したものでございます。

議案第16号は、平成28年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分でございます。これは平成27年度の医療給付費等の負担金額が確定し、社会保険診療報酬支払基金より交付を受けた後期高齢者交付金が療養の給付に要した費用より多かつたため、3億1,309万5,000円を返納するものでございます。

議案第17号は、平成27年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算、議案第18号は、平成27年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

一般会計では、広域連合の運営の予算でありまして、歳入総額が4,722万7,000円、歳出総額が4,406万6,000円となり、差し引き額316万1,000円の実質収入となっております。

特別会計では、実質収支は歳入総額が817億9,244万8,000円に対して、歳出総額が795億8,648万1,000円で、差し引き額22億596万7,000円で実質収支となっております。

議案第19号は、平成28年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算で、これは歳入歳出それぞれ18億8,262万5,000円を増額して、歳入歳出総額を801億5,244万8,000円とするものでございます。この補正の内容は、27年度市町村負担金、国県負担金の精算に伴う追加納付または返還金、それぞれの歳入歳出に計上し、これに伴う財源を組み替え、医療給付準備基金を増額するものであります。また、社会保障・税番号制度に係るシステム整備が必要となりますので、その事業費を国からの補助金を充てたものでございます。

議案第20号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。これは鳥取県中部地震の被災者の負担軽減を図るため、保険料の減免を受けようとする者が提出する申請書の提出期限について、災害その他やむを得ない事情がある場合は提出期限を広域連合長が定める日までとする例外規定を設けるものでございます。以上が大体の中身でございます。

その中で、特に注視したいのは監査委員さんの意見の中で、各市町村別の医療費給付決算状況を見ました中で、19市町村中、16市町村で医療費給付総額が1人当たり給付額も増加しています。中でも3町、琴浦町、大山町、南部町では、当該総額、1人当たりの給付額とも減少して

いる結果となっております。我が南部町が、よその市町村は伸びてますけど、この3町は給付額が減少になっていると。それは、がん検診率等向上に向けたさまざまな取り組みが展開された結果であろうという監査委員の報告がございました。

もう一つ気になったのは、各市町村の保険料収納率なんですが、19市町村中、下から数えてです、我が南部町は6番目でございます。99.54%、僕はこの分いいと思ったんですけど、まだいいところがございました。100%のところは若桜町、日南町、日野町でございました。ほとんどが99%以上でございますが、悪いところは99.16%でございます、我が南部町、頑張っておる割には下から6番目であったということでございます。

また、今後の保険料を軽減するのに大事な基金でございますが、26年度の末で基金が19億9,600万だったのが27年度では23億900万もできたと、ちょっとアップしたと。これを今度の後期高齢の保険料軽減に充てるという説明を受けましたので、ちょっと安心いたしました。ということをご報告いたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、11月25日に行われました鳥取県町村議会議員研修会、報告を11番、井田章雄君にお願いいたします。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。鳥取県町村議会議員研修会が11月25日に北栄町の大栄農村環境改善センターで開催されました。鳥取県内全町村議会議員を対象に研修を行いました。研修内容につきましては、1点目が「舞台裏から見た政治とこれからの政局展望」と、2点目は「地方版総合戦略と議会の責任」についての2つのテーマで研修を受けました。

「舞台裏から見た政治とこれからの政局展望」では米国やロシアとの関係を挙げられながら、これらの政局展望について研修をいたしました。

また、「地方版総合戦略と議会の責任」では、災害や人口減を乗り越えようとしている町村を紹介され、金や便利さが全てという時代から生活の質や美しさ、豊かさを求める時代の田園回帰の概念を説明され、住み心地よき地域をつくるという視点について研修をしたところでございます。以上、報告終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

ここで、このたび新たに町長に就任されました陶山清孝町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 南部町長の陶山清孝でございます。前後いたしますが、町長としての御

挨拶を申し上げます。

1 2月議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る10月16日の議会議員選挙で、見事、御当選されましたことを心からお祝い申し上げます。今後4年間、議員活動、議会活動を通じまして町政のさらなる発展、進展のためにもともに努力をしていくことをお互いに確認してまいりたいと思っております。

さて、9月議会から今日までの町政について、何点か申し上げます。

1点目は、鳥取中部地震の報告でございます。10月21日14時7分に発生しました鳥取中部地震について報告いたします。

南部町の震度は4、災害対策本部の設置基準は5からとなっておりますので、警戒本部を立ち上げ情報収集を行いました。町民からの被害報告は今日まで5件出ております。いずれも軽微なものであることを御報告いたします。

震度6弱を観測しました倉吉市、湯梨浜町、北栄町、震度5強を観測した三朝町から応援要請を受け、倉吉市の要請によって10月22日、ブルーシート200枚を運搬いたしました。

人的支援は、10月26日から11月10日までの間、延べ29人を被災市町村に応援派遣いたしました。内訳でございますが、応急危険度判定士、延べ4人、保健師、延べ8人、一般事務、延べ15人、看護師、延べ2人でございます。被災された皆様の一日も早い復旧、復興をお祈りするものでございます。

2点目は、火災の報告です。この間、2件発生しております。9月27日、絹屋で2階建ての納屋が全焼いたしました。母屋の屋根と車庫の一部、隣家のとよに類焼いたしております。原因は蚊取り線香の不始末という報告を受けております。10月7日には、祥福園前、田んぼの八手と乾燥中の米を焼失しております。原因は不明とのことでございます。いずれも住民のけが等はございませんでした。

9月1日から11月末までに出生された方は10人、お亡くなりになられた方は46人、11月末現在の人口は、1万1,185名でございます。誕生された子供様方の健やかな成長と、お亡くなりになった方の御冥福を心から祈るものでございます。高齢化率は34.31%、昨日の新聞にありましたように、徐々に進んでおります。

本定例会におきましては、平成28年度の一般会計補正予算など20議案、提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進にぜひとも必要なものばかりでございます。全議案とも御賛同いただきまして御承認をいただきますよう、よろしく願い申し上げ、開会に当たっての御挨拶とします。よろしく願いいたします。

---

## 日程第5 施政方針の説明

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、町長から施政方針の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 南部町長の陶山清孝でございます。

私は、本年10月11日告示の南部町長選挙で因らずも無投票当選をさせていただきました。多くの町民の皆さんの御支援のたまものであり、大変光栄であるとともに、この壇上に立ち、改めて身の引き締まる思いでございます。これからの厳しい時代を見据え、時代を切り開く覚悟を持ち、全身全霊を傾けて町政運営に取り組んでまいります。

南部町が誕生して12年、前坂本昭文町長がまちづくりの礎となる住民自治の場「地域振興協議会」、西伯病院、特別養護老人ホーム「ゆうらく」などの充実した医療福祉環境、地域と学校の協働システムであるコミュニティスクール実現など、先進的な基盤が整ってまいりました。私は今後4年間の南部町政の責任者として、さらにこの基盤を充実発展させながら1万1,000人の町民の皆さんが豊かさを実感する「なんぶ暮らし」の創造に取り組んでまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

本議会は就任後初の定例議会でありますので、私に与えられた4年の任期中の町政運営について所信の一端を申し述べ、議会を通じて町民の皆様への御理解をいただきたいと思っております。

南部町は昨年、環境省が次世代に残す貴重な里地里山500選の中で町内全域が指定されました。町丸ごとの指定は西日本で唯一です。古事記にも記載された長い歴史と人々の営みの中でつくり上げた、この里地里山の価値を次世代に「つなぐ」このことが重要です。しかし一方で、世界に類を見ないスピードで進む超高齢社会、人口減少社会の到来は、道路・上下水道・公共交通などの社会的なインフラを初め、農林業や自然環境を次世代につなぐには、これまで行政主体で担ってきた公共から、技術やアイデア、創造力を持つ多様な団体との協働へ「変える」ことが重要となってきました。

私は今期4年間を通じて、次の3つのC「つなぐconnect」「変えるchange」「挑戦するchallenge」を私の政策理念とし、この社会の大きな変化を改革のチャンスと捉え、南部町の新たな価値の創造に「5つの挑戦」をしてまいります。

1つ目は、なんぶ創生に挑戦してまいります。平成27年度に作成された、なんぶ創生総合戦略を効果検証しながら、141事業を有効に機能させることで人口減少を緩やかなものにしなければなりません。特に南部町の充実した子育て支援を広くアピールし、子育て世代の移住定住を

促進します。

地域集落の役員や農地を守ってきた60代から70代前半が今後急速に減少します。南部町では過去20年間で12%増加した前期高齢者が今後20年間で39%減少しようとしています。若者の移住同様に、多様な世代がバランスよく地域に溶け込むことが重要です。昨年から進める、南部町版C C R C（生涯活躍のまち構想）を本年度から本格的に推進いたします。この移住に当たっては、町と地域振興協議会、さらに昨年誕生したまちづくり会社「なんぶ里山デザイン機構」が連携しながら集落との橋渡しをしております。実施に当たっては、鳥取県と合同で作成したモデルプランを基調にしながら、町・まちづくり会社・地域振興協議会・生涯活躍のまち推進協議会、鳥取県、医療福祉機関、金融機関等が連携して進めることとなります。人口減少社会の中で各集落・振興協議会の地域コミュニティを可能な限り維持していくためには「守りながらも攻める」姿勢が重要です。昨年、県と作成したモデルプランによると、法勝寺地区を拠点エリアとし、天萬地区と賀野地区にサテライト拠点を整備する計画になっています。また、南さいはく地域振興協議会は鳥取県と日本財団共同プロジェクト「中山間地域等の生活支援」の申請を準備検討されていますので、この4地域を中心に地域活力の維持と新たな創造に挑戦してまいります。実施に当たっては地域の皆さんと検討会を十分に重ねながら、次の世代にも支持され誇れる「なんぶ暮らし」を生み出していきたいと考えています。

具体的には、法勝寺地区の交流拠点づくりは、まちづくり会社なんぶ里山デザイン機構が推進するお試し住宅整備を本年度中に完成させ、なんぶ暮らしの体験交流や地域での支え合いの拠点としての活用をします。今後、民間活力による地域交流拠点の整備運営、法勝寺分館建てかえに合わせた複合施設の建設計画を順次進めていきます。

天萬地区では「天萬宿の賑わい創出」をテーマに、全国学生連携機構（J A S C A）の学生たちが空き家を活用した宿泊施設の整備や、古民家を活用した多世代交流の場所づくりなど、若者の感性や移住する側の視点に立った活性化案を発表しました。地元での議論の深化を待ち拠点整備を進めてまいります。賀野地区では富有の里地域振興協議会が中心となって農産物加工施設えぶろんを改修した拠点整備の検討が進められています。南さいはく地区は振興協議会を中心に、この地域にある「ほっこりした人間感」「里地・里山の風情」「地域住民の想い」を生かした地域住民の生きがいづくりを通して、老いても安心して暮らせる地域づくりを目指しておられますので、今後地域での議論を見守りながら整備計画を練ってまいります。

2つ目は、こども達がいきいき育つ環境と人材育成に挑戦します。子供は社会の宝、未来への希望です。子供たちがみずからの可能性を伸ばし、成長するための学習、スポーツの場を提供す

ることが大切です。また、子供たちの将来が生まれ育った環境でできるだけ左右されない環境整備も必要でしょう。これまで保育園での幼児教育と小学校、中学校の義務教育に加え、「南部町に高校はないが高校生はいる」という視点で、ゼロ歳から18歳までを通じた教育と人材育成が必要だと考えます。慶應大学特別招聘教授、夏野剛さんは「A I（人工知能）共存時代の教育」と題した記事の中で、「これからの子供たちに必要な資質は二つのソウゾウリョク、創造力と想像力」、最初の「創造力」は新しい物をつくり出す力、あとの「想像力」は心に思い描く力、この「想像力」です。「人間の二つのソウゾウリョクはA Iに勝る。それらを育てる機会を提供することが教育の役割だ」と言っておられます。生きる力を育むのが教育でなければなりません。メード・イン・世界、人工知能、ロボットと競合させない、生きる力を育む教育が求められていると思います。人工知能やロボットで代用できない人材を目指す教育を、ぜひ南部町から発信していきたいと願っています。韓国ハンリム大学との21年に及ぶ交流や、全国学生連携機構、職員派遣をしている鳥取大学とのつながりを生かし、子供たちが生き生き育つ環境と人材育成に挑戦してまいります。

具体的には、平成26年度からの少子化対策・子育て支援制度が本年度末で終了しますが、これまでの3年間の施策の内容を検証・見直し、子ども子育て支援事業計画・なんぶ創生総合戦略の内容に沿って引き続き事業を実施し、検証見直しの中で在宅育児世帯への支援制度についても検討をいたします。

小・中学校の空調整備を計画的に進め、夏場の教育環境を整備します。南部町には幼い子供を遊ばせる場所がないという御意見もお聞きいたしました。ぜひ、子育て世代の皆さんと一緒に作る小さな公園づくり、ポケットパークの整備を行いたいと思います。子どもの居場所づくり推進モデル事業を利用し、来年度から法勝寺児童館において土曜日に来館する子供に対し昼食を提供することで、子供の心身の健やかな成長を支援してまいります。

韓国ハンリム大学や学生連携機構等と連携し、町内高校生との交流を進めます。高校生サークルを充実させ、地域活動や海外研修を通じて人材育成を進めます。経営者や管理職がイクボス宣言し、町民の子育てを応援する取り組みを支援します。

このような取り組みを通じて「南部町に生まれてよかった」「南部町で子供を育てたい」そう感じてもらえる、なんぶ暮らしに挑戦いたします。

3つ目は、健康長寿のまちづくりに挑戦いたします。健康寿命をキーワードに、西伯病院と町内診療所、スポnetなんぶ、ゆうらくなど、南部町の保健・医療・福祉資源を最大限に活用し、運動習慣による生活習慣病予防に取り組みます。少しデータが古いのですが、厚生労働省「平成

「22年国民生活基盤調査」によると、要介護度別に見た介護が必要になった主な原因では、脳卒中や糖尿病などの生活習慣病が3割、認知症、高齢による衰弱、関節疾患、骨折・転倒で5割という結果が示すように、食と運動の習慣化で元気に暮らし続ける伸び代は十分にあることがわかっています。今後、さらに多くの方に参加いただくためには、高齢になっても歩いて行ける集落内の集会所、公民館を運動習慣の活動場所に位置づけ、高齢者が定期的集うことで見守り機能や、昔からの顔なじみ仲間との集いは、認知症予防とコミュニティ機能の向上を期待しています。また、医食同源といわれるように食事と健康は深くかかわっており、統合医療を取り入れ、心と身体の健康に関して研究を行ってまいります。

健康寿命を延ばすためには、一人一人の健康に対する意識を高めていただくことが重要です。特定健診、がん検診の受診率は県内でも上位ですが、40代からの高血圧、脂質異常症、糖尿病が増加しており、服薬している方が多い反面、生活習慣の改善意欲が低いことがわかってきました。40代からの生活習慣病予防、がんによる死亡を減少させるため、特定健診、がん検診の受診率を県下でトップを目指します。生活習慣の改善には運動習慣の動機づけが必要です。健康ポイントシステムとして、健診やウォーキング、各種健康行事参加などにポイントを付与することで運動習慣のきっかけづくりを検討いたします。

平成26年度国立がん研究センターのデータで鳥取県の「がん75歳未満年齢調整死亡率」、これは全国45位ワースト3でした。この傾向はここ10年定着しており大きな課題になっています。さらに、南部町は鳥取県内の喫煙率でワースト3でありました。（協会けんぽの生活習慣病予防健診問診データによる。）生活習慣病予防の普及啓発の意味から、公共施設の敷地内禁煙を検討いたします。差し当たって、法勝寺庁舎、天萬庁舎、健康管理センターすこやか3庁舎は平成29年10月1日から敷地内禁煙といたします。趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

4つ目に、人と地球環境にやさしい共生のまちづくりに挑戦いたします。南部町の生物多様性と里地里山の環境や景観を支えているのは中山間地の農業であり、林業、そして集落の活力です。中山間地農業を守ることで里地里山を次世代につなげていくことが重要です。集落営農、農業法人、耕畜連携やドローンなど最新技術を導入し生産性を上げることが農地を守る上で大切です。観光や特産品開発など中山間地の活力維持に挑戦いたします。

高齢者、障がい者が住みなれた地域で暮らし続けるには、買い物や医療などのための交通政策を超高齢社会に適合させ変化させなければなりません。今後の公共交通のあり方を検討する必要があります。



再生可能エネルギーの普及を推進し、ごみの減量化、再資源化を進めることで低炭素社会・循環型社会を目指してまいります。

平成12年の鳥取西部地震から16年が経過し、地震への備えが風化傾向にあった中で中部地震が発生しました。役場の防災機能を再点検し、毎年日本のどこかで繰り返される地震、台風、集中豪雨に対応する防災センターを検討いたします。また、過去の災害に学び、知識と知恵による減災教育を進めます。

「人権が大黒柱のまちづくり」を町の重要な施策に位置づけ、南部町人権会議や部落差別を初めあらゆる差別をなくす取り組みを今後も推進してまいります。差別を許さない社会意識の形成を通じて、明るく住みよい南部町を目指してまいります。

5つ目に、行財政改革に挑戦いたします。将来世代が豊かさを実感する、南部町が好きだと思いき誇れる町にするためには、財政規律を守りながらも必要な投資はしなければなりません。役場は無駄やむらを排除した、機動性に富んだ組織でなければなりません。NPO、振興協議会、民間企業等が連携しながら、お互いがその特徴と得意分野で活躍する公民連携を進め、公共のあり方を変えていく必要があります。そして、人口減少、超高齢社会に適応した行政機能を点検し機構改革を行います。

法勝寺分館の建てかえでは、公民連携で民間ノウハウを取り入れ、将来世代が受け入れられる低コストで高機能なサービスを提供できる複合施設を検討してまいります。

社会構造の変化に対応した行政サービスのあり方を研究し、社会や住民のニーズに対応、変化させることが大切です。そして将来の世代に負担を押しつけない財政運営を通じて、町民の皆様が将来にわたり安全で安心して暮らせる地域社会を築き「南部町に住んでよかった」と実感していただけるまちづくりに挑戦してまいります。

92年前の8月、この地を法勝寺電車が走りました。昨年修復を終え帰ってきたその姿は、先人たちの挑戦する心、諦めない心を語りかけています。

佐野川用水、243年諦めなかった思い。越敷野台地を開墾し、柿、梨づくりに挑戦した思い。法勝寺川、小松谷川にダムを建設し、流域の洪水を防ぎ農地を潤す夢にかけた思い。先人たちの未来にかけた思い、挑戦する心。それを私は「なんぶ魂」「なんぶスピリット」と思います。

政治は未来のためにある。私たちの中にもある「なんぶ魂」「なんぶスピリット」を奮い立たせ、住民の皆様、議会の皆様と力を合わせ、1万1,000人の町民の豊かさを実感する「なんぶ暮らし」の創造に全力で取り組んでまいります。

どうかよろしく願いいたします。

以上、今期４年における町政運営に当たりまして、施策の方向性について申し述べました。

本定例議会では平成２８年度補正予算、条例関係を初め総数で２０議案を上程しておりますので、詳細は後ほど説明いたします。

いずれの議案も特に町民生活に深くかかわり、町政の推進には重要な議案ばかりでございます。議員各位におかれましては慎重御審議の上、全議案とも御賛同いただき御承認賜りますようよろしくお願い申し上げ、施政の方針の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で施政方針の説明を終わります。

---

日程第６ 議案第９３号 から 日程第２５ 議案第１１２号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第６、議案第９３号、鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議についてから、日程第２５、議案第１１２号、平成２８年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第１号）までを一括して提案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第６、議案第９３号から日程第２５、議案第１１２号までを一括して提案説明といたします。

お願いいたします。説明されます方は、議案番号、議案項目を続いて述べていただきますようによりしくお願いいたします。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案第９３号から説明をさせていただきます。

まず、この議案第９３号から議案第９６号までは関連する議案でございます。事務の効率化、事務経費の節減合理化等を図るため、鳥取県町村職員退職手当組合、鳥取県町村消防災害補償組合、町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会を統合して、鳥取県町村総合事務組合とする手続を関係自治体において行うものでございます。

まず、１ページをごらんください。議案第９３号、鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、次のとおり鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同約の変更に関し協議をすることについて、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務に消防団員等の損害補償に関する事務及び非常勤職員の公務災害に関する補償事務を加え、鳥取県町村総合事務組合とするものでございます。

適用は、平成29年4月1日からとなっております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第94号でございます。6ページのほうをごらんください。鳥取県町村消防災害補償組合の解散に関する協議について。

地方自治法第288条の規定により、次のとおり鳥取県町村消防災害補償組合の解散に関し協議をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは平成29年3月31日をもって鳥取県町村消防災害補償組合を解散し、鳥取県町村総合事務組合に事務を承継するものでございます。

次に、議案第95号でございます。8ページでございます。鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。

地方自治法第289条の規定により、次のとおり鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関し協議をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴い、その所有する財産を鳥取県町村総合事務組合に帰属させるものでございます。

次に、議案第96号でございます。11ページでございます。町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、次のとおり町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関し協議をすることについて、同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは平成29年3月31日をもって町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置を廃止し、鳥取県町村総合事務組合に事務及び財産を承継するものでございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

続きまして、議案第97号でございます。14ページでございます。南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでござい

ます。

これは国家公務員の特別職の給与に関する法律の改正に準じて、期末手当の支給率を改正するものでございます。

改正内容でございますが、南部町特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率を6月支給分については100分の150を100分の155へ、12月支給分については100分の165を100分の170へ改定するものでございます。

この条例の施行日は、平成29年4月1日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第98号でございます。16ページでございます。南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。これは本年の人事院勧告に伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたため、これを準用し、早出、遅出勤務の対象となるこの拡充や、新たに介護時間を新設するなどの改正を行うものでございます。

主な改正点は3点ございまして、まず1点目は、早出遅出勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となるこの範囲を、特別養子縁組の成立について家裁に請求したもので、現に看護する子及び里親である職員に委託されている児童のうち、職員が養子縁組を希望している子も対象とするものでございます。

2点目でございますが、介護休暇について、現行は連続する6カ月の期間内で取得できますが、3回を超えずかつ通算して6カ月を超えない範囲内で指定する期間とし、分割の取得を可能にするものでございます。

3点目でございますが、介護時間の新設を行うもので、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲で必要と認められる時間の休暇でございます。

この条例の施行日は、平成29年1月1日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第99号でございます。19ページでございます。南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について。

次のとおり南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるもの

でございます。

これは農業委員会等に関する法律の一部改正が平成28年4月に施行され、農業委員の選出方法が変更されたこと、農地利用最適化推進委員が新設されたことなどにより、従来の南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止し、新たに条例を制定するものでございます。

内容としては、農業委員の定数を7名、農地利用最適化推進委員の定数を11名と定めるものでございます。

この条例の施行日は、公布日から施行することとしており、附則において施行日現在に在任している農業委員会の委員については、任期満了の日まで在任するものとしております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

次に、議案第100号でございますが、21ページでございます。この議案第100号から議案第106号までは指定管理者の指定についての議案でございますが、10月26日と11月11日に指定管理候補者選定委員会を開催して審査をいただき、このたび議案として上程をさせていただいたものでございます。

まず、議案第100号でございます。公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町民体育館。指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人南部町総合型地域スポーツクラブ。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

続きまして、次、議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町総合福祉センターしあわせ。指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人南部町総合型地域スポーツクラブ。指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

次に、議案第102号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、両長田ふれあい会館。指定管理者となる団体は、南さいはく地域振興協議会。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

続きまして、議案第103号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町森林総合利用促進施設。指定管理者となる団体は、南さいはく地域振興協議会。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

続きまして、議案第104号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町公民館さいはく分館。指定管理者となる団体は、法勝寺地区地域振興協議会。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

次に、議案第105号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町立東西町コミュニティセンター。指定管理者となる団体は、東西町地域振興協議会。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

次に、議案第106号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、レストハウス、バーベキューハウス。指定管理者となる団体、鴨部まこも友遊会。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日まででございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○総務課長（唯 清視君）

.....  
議案第107号

平成28年度南部町一般会計補正予算（第4号）

平成28年度南部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,364千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,478,965千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年12月 9日

南部町長 陶山清孝

平成28年12月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....  
4ページをお開きください。地方債の補正です。追加といたしまして、まず道路整備事業分の経済対策分として790万をお願いしております。

変更ですが、道路整備事業債として4,290万を2,650万へ、辺地対策事業(道路整備)1,780万から1,440万に変更しております。それに伴いまして、合計が6,070万から4,090万に変更しております。

10ページの歳出をお開きください。主なものを申し上げますと、2款1項7目財産管理費です。工事請負費として252万4,000円を計上しております。これは機構改革に伴います工事費で、具体的には地籍調査室を法勝寺庁舎に移動するためでございます。

次、13目諸費といたしまして、償還金を上げております。これは3つの所属課における償還金が必要となったことによりお願いするものです。具体的には、平成27年度実績により発生したものです。

次、3款1項1目社会福祉総務費です。これにつきましては、臨時福祉給付金等給付事業がありますが、これは国の一般会計補正予算が28年10月11日に成立しまして、現在の臨時福祉給付金等給付事業の追加事業として計上するものでございます。

11ページをお開きください。3款1項5目特別医療費ですが、これは特別医療費の扶助費が前年度比約8%増加したことにより不足となるものでございます。

3款2項2目児童措置費。これは利用見込み額が増加となったことにより補正をお願いするものでございます。これは27年度よりも人数、日数とも増加しております。

次、4目のひとり親家庭福祉費ですが、これは本年8月の法改正によりまして第2子以降の加算額が増加したことによります。

12ページをお開きください。3款2項6目児童館費です。これは当初の予定よりも利用者の数が多くなりまして、光熱費等をお願いするものでございます。

それから、7目子育て支援費ですが、これは子どもの居場所づくりのための環境に配慮し、食事の提供等を加えることを想定したものでございます。

それから、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費と、2目農業者年金業務費の増加ですが、これは県の補助金額が確定したことによるものでございます。

5目の農業振興費ですが、これは加工団体の新商品開発が1団体から2団体によって増加したことによるものでございます。それから、国の補正予算によるTPP対策として中山間地の事業、具体的には農業用排水施設です。これを行うことによるものでございます。

13ページをお開きください。7款2項2目道路新設改良費です。これは社会資本事業整備総合交付金の配分分と、経済対策分と合わせたものでございます。

14ページをお開きください。9款1項2目事務局費ですが、これは上の教育委員会需用費ですが、これは卒業式において各学校に町旗と国旗を整備して卒業式に間に合わせようと思うものでございます。それから、高校等通学定期券助成事業によります、これは申請者数が前年度よりふえたためでございます。

次、9款3項2目教育振興費ですが、これは学校におきます借り上げバスの借り上げ料が不足する見込みになったことによります。

次、3目の文化財保護費ですが、これは板祐生記念館のエアコンが故障しまして、今現在、第1、第2、第3展示室をカバーしているエアコンが故障したことによって、今、作動不能になっていることでございます。

7ページの歳入をお開きください。12款1項1目農林水産業費分担金ですが、これは先ほど申しました中山間地域所得向上支援対策事業費の地元の分担金5%であります。

それから、次の2目の民生費負担金、児童福祉費負担金ですが、これは保育所の途中入所によるものでございます。

それから、14款国庫支出金、1項1目、これにつきましては2節の障がい者福祉費負担金によりますと、これは補装具の2分の1の国分でございます。それから、児童福祉費負担金ですが、これは障害児通所給付費等国庫負担金分の2分の1のものでございます。

それから、8ページをお開きください。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金ですが、これは補装具の県分の4分の1の補助でございます。

それから、15款2項2目民生費県補助金ですが、特別医療費負担金につきましては、これは特別医療費助成分の2分の1の県分でございます。それから、その下の児童福祉費補助金ですが、これは先ほど申しました子どもの居場所づくりの推進モデル事業の3分の2の補助分でございます。



す。

4目農林水産業費県補助金ですが、これは農業基盤整備促進事業の10分の10分でございます。

それから、20款諸収入、5項雑入、4目の農業者年金事務委託金ですが、これは先ほどの10分の10のものでございます。

それから、16ページをお開きください。こちらに給与費明細をつけております。一番左の職員数、1人ふえておりますが、これは産休代替職員の非常勤職員を雇用するためでございます。

次の17ページをお開きください。これは地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。一番左の26年度ですと、73億6,207万1,000円でしたが、27年度末におきますと70億6,327万2,000円で、一番右の平成28年度見込み現在高は、67億2,056万2,000円となっております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。続きまして、議案第108号でございます。

.....  
議案第108号

平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,009千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,608,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月 9日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

平成28年12月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

今回の補正ですけれども、平成25、26、27年の医療費の推計をもとに28年度の推計を立てておりましたけれども、より実績に高い推計を立てたところ増額が予測されたために補正を行うことに加え、27年度の実績報告に伴いまして療養給付費の返還が生じたために、補正を行うものでございます。

それでは、歳出のほうから説明させていただきますので、5ページをごらんください。歳出でございます。主なものでございますが、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費でございます。2,813万4,000円を増額し、8億3,333万5,000円とするものでございます。こちらは一般被保険者療養給付費の給付事業の見込みが伸びたものでございます。

次に、2款の保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費でございます。1,189万7,000円を増額し、1億1,439万5,000円とするものでございます。こちらが一般被保険者の高額療養費給付事業の見込みがふえたものでございます。

次に、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目の償還金でございます。687万6,000円を増額し、734万7,000円とするものでございます。こちらが27年度実績報告に伴いまして償還が確定いたしましたので、補正をさせていただくものでございます。

こちらの歳出の補正に伴いまして財源を充てることとなりますので、歳入をごらんくださいませ。4ページでございます。まず、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税でございます。1目の一般被保険者国民健康保険税を2,852万1,000円減額し、2億1,348万5,000円とするものでございます。

それから、2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、993万5,000円を減額し、1,010万9,000円とするものでございます。

続きまして、4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金でございます。1目の療養給付費等交付金です。6,983万3,000円増額し、1億3,332万6,000円とするものでございまして、こちらが療養給付費等交付金の過年度精算分がこの金額が入ってくるようになります。

続きまして、10款の繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。前年度の決算によりまして2,663万2,000円を増額し、2,763万2,000円とするものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。議案第109号、平成28年度南

部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

-----  
議案第109号

平成28年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度南部町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,254千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,764千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月 9日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

平成28年12月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

-----  
今回の補正は、福成にございますコンポスト施設を脱臭機械の修繕のために一定期間休止いたしまして、それにかかわる費用についての補正でございます。

それでは、歳出から御説明いたします。5ページをごらんください。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,414万3,000円に20万を減額いたしまして、1,394万3,000円とするものでございます。これは消費税の確定申告27年度決算いたしまして、それに伴いまして減額するものでございます。

2目維持管理費2,928万6,000円に補正額207万8,000円を増額いたしまして、3,136万4,000円とするものでございます。これがコンポスト施設の休止による汚泥処理費用が増額したものでございまして、本来でしたら汚泥をコンポスト施設におきまして肥料にするんですけども、その施設をとめました関係でよそで汚泥処理をしたということで、費用が増額になっております。

3目汚泥処理費3,579万9,000円を62万4,000円減額いたしまして、3,517万5,000円とするものでございます。この費用がコンポスト施設そのものを休止したために減額になる電気代と委託料でございます。

それでは、歳入でございます。前のページ、4ページをお願いいたします。1款分担金及び負

担金、2項負担金、1目下水道負担金2,261万4,000円に31万3,000円を増額し、2,292万7,000円とするものでございます。1節の汚泥処理施設維持管理負担金を38万6,000円減額いたしますが、コンポスト施設を大山町と日吉津村、南部町で運営しております。経費の減額により負担金の減額でございます。2節施設加入負担金69万9,000円の増額でございます。これは新規に公共下水道に加入してくださった方2件ございましたので、その増額でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料6,073万7,000円に78万6,000円を増額し、6,152万3,000円とするものでございます。これは現年度分の公共下水道使用料を決算見込みによりまして増額しております。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,000円に15万5,000円を増額いたしまして、15万6,000円とするものでございます。これは前年度繰越金の補正でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第110号、平成28年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

総則。第1条、平成28年度南部町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、平成28年度南部町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益、既決予算額2億2,319万円、補正予算額205万2,000円、合計2億2,524万2,000円。第2項営業外収益、3,827万5,000円、補正予算額205万2,000円、合計4,032万7,000円。

他会計からの補助金。第3条、予算第9条中「2,274万1,000円」を「2,479万3,000円」に改めるでございます。

収益の補正でございますが、簡易水道事業の統合費用でございます。変更認可申請書というのを作成する事業を今年度予定しておりまして、それに対する一般会計からの繰出金を補正しております。事業費の2分の1が繰り出し基準となっておりますので、205万2,000円を繰出金としております。

3ページをごらんください。平成28年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。一番下の段ですが、28年度末の資金期末残高を2,404万4,000円としております。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 西伯病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 病院事務部長でございます。議案第111号、平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員給与等の補正、あわせて医療機器等の更新に係る補正予算をお願いをするものでございます。

そうしますと、予算書1ページをごらんをいただきたいというふうに思います。議案第111号、平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

総則。第1条、平成28年度南部町病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきましては、補正はございません。

次に、支出でございます。第1款病院事業費用につきまして既決予定額24億8,258万1,000円に1,075万3,000円を増額し、24億9,333万4,000円とするものでございます。これは第1項医業費用を増額をいたします。

次に、2ページをごらんをください。資本的収入及び支出でございます。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,761万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）としてございます。

収入でございます。第1款資本的収入、既決予定額1億3,139万6,000円に230万円を増額し、1億3,369万6,000円とするものでございます。これは第2項企業債に230万円を増額するものでございます。

第1款資本的支出、既決予定額2億4,647万5,000円に484万円を増額し、2億5,131万5,000円とするものでございます。これは第2項建設改良費を増額するものでございます。

次に、3ページをごらんください。企業債の補正でございます。第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

当初予算では、企業債の限度額を500万円としておりましたが、今回の補正に伴い限度額を730万円といたします。なお、起債の目的、方法、利率、償還方法につきましては、変更はございません。

次に、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正でございます。第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額15億5,328万9,000円、補正予定額1,075万3,000円、合計15億6,404万2,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをごらんをいただきたいと思います。平成28年度南部町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。平成29年3月31日の資金期末残高は、1億3,638万3,000円の予定としてございます。

8ページと9ページは、平成28年度南部町病院事業会計予定貸借対照表でございます。

次に、10ページをごらんをください。平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）見積書でございます。収益的収入及び支出でございますが、支出についてでございます。第1款病院事業費用でございます。第1項医業費用において、給与費を1,075万3,000円増額補正をいたします。これは国家公務員の人事院勧告に準じた給与改定による給与、手当等の増額、また非常勤の看護師の採用によりまして賃金を補正をするものでございます。

12ページに給与費明細書を添付しておりますので、ごらんをくださいませ、お願いします。

次に、11ページでございます。資本的収入及び支出でございますが、このうちの収入でございます。第1款資本的収入、第2項企業債を230万円増額をいたします。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目固定資産購入費を484万円増額をお願いをしたいということでございます。これは医療機器等が経年によりまして故障、修理、不能となりましたことに伴い更新をする費用でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第112号、平成28年度南部町在宅生活支援事業会計の補正予算について御説明を申し上げます。

予算書1ページをごらんください。第1号の補正でございます。総則。第1条、平成28年度南部町在宅生活支援事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきましては、補正がございません。

支出でございます。第1款在宅生活支援事業費用につきましては、既決予定額3,067万9,000円を194万2,000円増額し、3,262万1,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。議会の議決を経なければ流用できない経費。第3条、予算第5条

に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額 2,813万1,000円を194万2,000円補正し、3,007万3,000円とするものでございます。

続いて、4ページでございます。平成28年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。ごらんをいただければというふうに思います。

次に、5ページの平成28年度の在宅生活支援事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。下段に記載のとおり、平成28年度資金期末残高は、921万1,000円になる見込みでございます。

続きまして、予算書8ページでございます。平成28年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）見積書でございます。収益的収入及び支出でございますが、収入の補正はございません。

支出でございます。まず、第1款在宅生活支援事業費用、第1項訪問看護費用でございますが、給与費の補正でございます。給料、手当等は、冒頭に申し上げましたとおり、人事院勧告に準じた給与改定の異動による補正でございます。また、賃金、法定福利費につきましては、非常勤職員の看護師を1名採用しましたことによります補正でございます。

9ページに給与費明細書を添付してございますので、ごらんをいただければと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 提案理由の説明が終わりました。ここで休憩をとりたいと思います。再開は3時ちょうどにします。

午後2時38分休憩

午後3時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

提案理由の説明は終わりましたが、これより質疑に入りたいと思います。

質疑は、会議規則第54条に規定するとおり、疑問点のみについて簡明に行っていただきますようによろしく願いいたします。また、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願い申し上げます。

それでは、議案第93号、鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について、質疑ありますか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 済みません、議案の93、94、95、96まで同じ中身でございますが、黙って聞いていたら全部事務が鳥取県町村総合事務組合に移管するということでしたが、それによって事務軽減になるのか。今までこれに携わった職員さんが、ほかのことでできるようになるのかならないのか、その1点だけでよろしゅうございます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。事務が劇的に改善するかどうかという問題ですけど、一番変わるのは決算が一本で済むというような点でございます。やっている内容は大きく変わることはありませんし、その中の事務が激減するわけじゃありませんけども、一つ一つが予算立ててつくっていた予算事務が一本化になることによって、そういうことが改善されるというものでございます。私はそのように理解しております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 細田議員、よろしいですか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） この議案書の10ページと13ページに予算書がついておるでしょう、決算見込みとか合算。これがもう議会に出てこんようになるということで理解していいですね。

○議長（秦 伊知郎君） 誰が答えますか。

総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。この消防災害補償組合の決算書で今までも出てなかったと思うんですが、今までと同じようになると思いますが。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。（「まあいい、わからん」と呼ぶ者あり）（笑声）  
続いて行きます。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。私も先ほど細田議員が申したように共通するんですけど、議案によってはですね。廃止するという事になったんですが、これは結局、鳥取県の町村の方があらかじめ寄ってこういうぐあいにされたんでしょうか。それとも、よく国が事務の簡素化いうか、そういうこと言うんで、国のほうの指導でこういうぐあいになったんですか。どちらなんですか。それとも、県内の町村の意向で係の人とか首長が、もうこれは廃止したほうがいいかないかというぐあいになったのか、国の指導なのか、その点についてどうでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。全国的な流れとしましてこれが今、同じように統一



する方向に動いております。この鳥取県の場合ですが、職員の中から自発的に出てきたとは聞いております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案は、これまでの町職員退職手当組合という名前であったものが、町村総合事務組合に変わっていくということで、規約の変更だというふうに認識しています。それで、こういうふうにいわれる町とかがいろいろ関与しているんですけども、新たにをつくっているところというのはこういうふうな協議事項についてとしか議案が出たことのないものですから、特に退職手当組合について聞くというのは、こういうふうに議案が出たときしかできないのでお聞きいたします。

今度、新しくなる町村総合事務組合もこれまでと同じように退職手当組合がやってきていた仕事を、事務をやっていくということですね。その中には当然、さまざまな条例がある中で、退職手当についても業務をしているところだと思うんです。

そこで総括質疑で、委員会では聞けない町長にお聞きするのですが、この退職手当組合も今度する町村総合事務組合も構成するのは町村長が構成するということになるわけですよ。それは変わらないと思うんです、書いてありますからね。中身は、町村長が決めていく中で、退職手当をどうするかというのは大事なところだと思うんですけども、町長にお聞きしたいのは、いわゆる特別職の退職金の問題です。以前も議会等でしたときには、なかなか町村では決めれないというんですけど、これは退職手当組合の関連の議案で聞いているんですけども、町村長が集まってする退職手当組合で退職手当に関する条例の中では、特別職の退職金についての規定が第5条にあるわけですよ。なかなか退職金を減らすことは単町ではできないというんですけども、そこで構成する議員となる町長等がこれを改正すればできるのではないかとということですよ。できたら今回、私たちも選挙をしてくる中で、議員には政務調査費があるのかと聞かれたり、町長の退職金はどうなっているのかと聞かれて、情報発信しなきゃならないから私も勉強させてもらったんですけども、やはり確かに人勧等で職員の待遇改善することは必要ですけども、今、格差の問題とか言われている中で、やはり特別職の報酬が適切かどうかという点でいえば、私は一つ、やっぱり一番最初に手をつけるべきは退職金じゃないかというふうに思っているんですよ。人の懐に手をつけてと言われたこともあります。そういう意味でいえば、率直な考えをお聞きしておきたいんですよ。以前もどうかといったら、なかなか自分のところでできないというんですけども、もし町長も何らかの形で改善が必要だと思うのであれば、そういう提案を今度の総合事務

組合でしたときに、それが実現できるように声を上げていくことはできるのではないかと思うんですけども、その点についての考え方、要は退職金下げませんかと言っているんですけども、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。職員につきましても、それから特別職にしましても、こうやって小さな県の中で小さな町村が集まっていますので、その原資が長い間にわたって枯渇した場合、大変なことになるということもあって、こういう小さな町村が集まってみんなで協力している。中には入っていない消防団体もありましたけども、今、多分、中部の辺も入ってくれたんじゃないかと思います。そういう機構の中で、本来であれば離脱して特別にそういう払い方はいかんというのであれば、南部町自身ですることでもあります。しかし、これは南部町の中で基金を積んで、これは退職金の額に充てる額だというのは、やはり小さな町の中で大きな退職があったときにそれに対応できないというようなことから、このような団体の中で処理していると、これが原点だと思います。多様な市町村がこれまでの中でやってきた利率であったり、それから多分、このもとになっていますのは、全国の町村の実態がもとになっていると思います。

したがいまして、結論から申しますと、これまでの町長も言ってきたように、南部町が異議ありと言うのであれば、離脱して御自分の町でやられませんかということになると思います。そうした場合には、例えば南部町の中でその基金を積んで、職員が退職したとき、町長が退職したとき、その原資の中で払い続けるというのは、これは非常にリスクがあることだというぐあいに思っています。したがいまして、これまでと同じように簡単に町長が、私が一存で、そこで物を申して率を変えるだとかという、もうやる方法というのはそこから離脱することでないというぐあいに思っています。御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長に答弁いただきましたが、私は、職員の退職手当の利率を下げろと言ってるのと違うんですよ。もうちょっと言えば、退職手当に関する条例の第5条の特別職の退職手当の特例について、そこを言っているんです。もちろん、当然、退職金は職員に払わないといけないし、少なくとも特別職の退職手当は、例えば長とつく町長は、退職金が1年につき100分の500で、5カ月分出るんですよ。これは数十年働いている町職員から見ても違うので、少なくとも町長同士話し合ってもらって、この時期に退職金制度について言えば、少なくとも働いている公務員並みにしようではないかと。これは何も町が単独ですることではないと思うんですよ。そういう提案をしていただきたいが、どうかということをお願いしているんですよ。

間違ってもらったら困りますが、職員の退職金割合を下げろとか言っているんじゃないんです。明確に退職手当に関する条例第5条の4、特別職の退職手当の特例。町長が1年につき100分の500、副町長が100分の280、教育長が100分の220、これについてせめて一般職の職員並みにしましょうよと言っていくことはどうかと、経費節減の折ということもつけておきますが、そういうこともぜひお考えいただきたいが、どうでしょうかということです。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。そのつもりでお答えいたしました。町長の率を、おまえのところを変えようと言うのであれば、それは離脱してから考えなさいと言われると思います。これは全体の中で全国のルールや状況を見ながら決めたもので、決して鳥取県の率が特殊なものだというぐあいには、私は聞いておりません。したがって、その中で一町長がうちは職員と同じようにしようということをするのであれば、それは離脱することを覚悟して言わなくちゃいけないと、このように思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第94号、鳥取県町村消防災害補償組合の解散に関する協議について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第95号、鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第96号、町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第97号、南部町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この議案についても詳細については委員会で審査するのですが、

首長が出てこないののでここで聞きます。

今回の分は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を、人勤に伴ってこの間の臨時議会で職員に対応したものを特別職にも適用したいということで、12月議会に出てきたものです。要は、0.1カ月分を期末手当で特別職をふやしていきたいと。これも言うてみれば、人勤で求められているのでという答弁が町長から返ってくるのではないかと思います。町長、平成27年度にはこれまで下げていた特別職の報酬を引き上げて、年間300万ちょっとの言うてみたら公費負担増になってくるわけですね。さまざまな責任給等があると思うのですが、今回、近隣町村見ましてもルール分も含めて引き上げないという町村も出てきています。

全国的に見れば、東京都知事で有名になったように、私は、今の町長が東京都知事ほどいただいているというふうに毛頭思っていないが、やはり政治家、特にとりわけ首長の報酬等についての住民の関心もそうですし、暮らしの立場から見たら、適切かどうかということもあると思うんです。そういう点を考えた場合、今、職員についての引き上げというのはわかるのですが、特別職が引き上げることに、今、住民の暮らしが、本当に景気が回復してきている状況になるのかという点も私は考慮すべきなのが特別職や議員の報酬ではないかというふう思うのですが、その点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。非常にこうやって特別職の給与をみずから提案し、審議するのは非常に心苦しいです。正直言いますと、したくはないというのが正直なところです。しかし、先ほどからも出ていますように、長いスパンで南部町の政策や、それからこういう各議員の皆様もそうですけれども、こういうものの報酬というものを審議した場合に、例えばそのときにここに立っている陶山清孝が自分の感情で提案しなかったと、このことは今ではなくて未来永劫返そうと思えば、何で今、何の根拠でもとに戻すんだとか、南部町はこれから先、未来永劫、他の町とは違った報酬体系をとるということになってしまうわけです。本当に心苦しいんですけども、他市町村と同じようにこうやって提案をさせていただく、そしてあえて臨時議会ではなくて、定例議会で議員の皆様にしっかり御審議いただく、その結果には従わなくちゃいけないと思いますけれども、そういう意味合いであえて定例議会で提案いたしました。議会の中でもかなりの差が西部の中で南部町の議員報酬もあります。ぜひこれも含めまして御審議いただきたいというぐあいには思っているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長おっしゃるように、町長がこれを臨時議会に付さないで特別職の分を12月の定例議会に出されてきた姿勢について、私はやっぱり審議してくださいということだろうなということで受けとめています。

全国的にも、県もそうですけども、今回の人勧に基づいて議員の報酬を引き上げも課題に今、上がってきているところなんですよね。南部町では議会は、町村の中では若桜に次いで低いほう、西部町村では一番低く抑えてきているという問題。また、いわゆるルール分の期末手当についても、他町村よりも低いのは南部町の議員だけだということも、みんなで話し合ってきてやってきたところなんですよね。

町長が心苦しいと、一つには、誰でも給料が上がることについては上げていただきたいですよね。そうだと思うんです、大金持ち以外は。ところが、町長が苦しいという背景には、一つは、公の財政もそうですが、やっぱり住民の暮らしがそういうふうにいよいよ回ってないというところもあると思うのと、もう一つは、それでも庁舎の中で努力できるのではないかという非正規雇用の問題だと思うんですよ。

全国的には格差が拡大してきていると言われているけれども、今の状態を放っておけば、南部町でもみずから格差の拡大を招いていることになるのではないかと。一般職が人事院勧告を受けるのであれば、当然何らかの形で非正規雇用についての待遇改善をしなければ、心苦しいのは町長も議員も同じなんですよ。そういう点でいえば、私は、自分たちだけのことではなくて、少なくとも自分のできるところで何をするかということ言えば、非正規雇用についての60数名臨時職がいらっしゃる方について人勧をどう反映させて、少しでも上げるために同じように出てくるのであれば、まだ考えないこともないかもしれませんが、これでは住民から見たらお手盛りだと言われても仕方がないのではないかとと思うんですが、その点について心苦しさをどのように表現しようとなさっていらっしゃいますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 陶山でございます。心苦しさをどう表現しようかということですが、実はいろんな委員会、各種団体から町長がかわりまして上げてくれと言うことが今、多様なところから来ております。一点一点を幾らにするのかという個別交渉をしますと、全体のバランスや制度が狂いますので、ぜひともトータルで各非常勤職員も臨時職員も、それから各団体のところにつきましても、全体をトータルで新年度予算の中でどのあたりが妥結、合意の辺に至るのかということをお提案したいと思っています。その延長線上に非常勤職員や臨時職員の賃金というものも検討の課題にあるだろうというぐあいに思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第98号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第99号、南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の農業委員会制度が変わることについて、担当課から全協での説明を聞きました。この場では町長にお聞きしたい点があります。

まず、1点は、今度から農業委員会委員の選考の方法が変わって、公職選挙法に基づく選挙から町長の任命ということになるわけですね。このことについて私たちは、制度を変えるときは改悪だというふうに反対してきて批判もしたんですけども、それを今、町長に向けるつもりはないのですが、町長に任命権が出てくるということは、農業委員会はこれまで町とまた違う立場で建議を起こすとか、農業委員会が独自に建議を国や県、町に対しても言えるというようなものがあつたわけですね。そのものもどのように生かそうとしているのかという点を町長にお聞きしたいのと、もう一つは、任命に当たって気をつけようしていることはどういうことなのかということですね。やっぱり任命になっちゃうんですよ。少なくともその中では住民の声をどう把握しようとしているか。これは、方法については全協の中で担当課から聞いてきたんですけども、町長はどのような心構えで農業委員会の任命等についてしようと考えているのかというのをお聞きしたい。

3点目には、ここで新たに出てくる農地利用最適化推進委員を新設して、これまでよりも農地の集約に努めていくと。農地中間管理機構との密接な連携ってこれ、中間管理機構というのはもうTPP大前提にしている内容なんですけれどもね。それはちょっと横に置いて、町長は、この農地利用最適化推進委員とか、こういうふうに農業委員会が変わっていくことによって、南部町の農地が守られていくと考えているのでしょうか。根本的な解決になるのかと町長は考えているかという点なので、その点をお聞きしておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。農業委員会制度が変わるということで、私もこれが

具体的に機能するようになったときに、どのような変化が起きるのかというのは、私もちょっと想像がつかないんです。

お答えになるかどうかわかりませんが、私の考え方は、先ほど所信の一端を申し述べましたけれども、このまま投げておけば南部町の農業は受け継ぐ人がいない。先ほど申しましたように、今現在、農業を担っている65歳から74歳の前期高齢者が今後4割減るわけですから、間違いなく活力が落ちます。今、サラリーマンで機能している人が10年後、20年後、自分の家の農業を続けるかどうかというのはいろいろところで聞きますけども、もう嫌だと、負の遺産を次の、そのまた次の子供たちに渡すのも嫌だと、こういう風潮が流れています。少なくともこれを残すためには、集落の中で誰か有能な人を、またはそうでなかったら隣の集落に頼んででも、その人に支援してでも、お金を出してでも、中山間地の補助金等を出してもその人にやってもらうような団体、集団をつくり上げていかななくてはいけない。それも余り悠長なことは言っていられない段階に来ているんだろうというぐあいに思っています。集落の、これまで水田であれば水が大事なので、この期間の用水路等も非常に老朽化が激しくなっています。構造改善から30年、40年たっていますので、これからこういうものも老朽化してくるでしょう。それから、夏の炎天下の草刈りは一体、誰がどうやってするのか、こういう問題もあると思います。こういうことをトータルに現場や実際の意見として集約しながら、町長と一緒に未来の農業を考えていただく、そういう皆さんにぜひとも農業委員会になっていただきまして、南部町の次の農業を次の世代に引き継いでいく、そういう議論の一番の先兵になっていただくような人、そういうことになっていただきたいなというぐあいに思っています。

中間管理機構にということをございますけれども、そういう集約化ができたときに中間管理機構に渡すというのが、今でも既にそういう機構で補助金の有利なものをとっておられますけど、ここが本当にそういうぐあいに事をどんどん進めていくのがいいのか、大きなものにするのがいいのか、私の本当の気持ちとしてはもう少し、そこまで大きなものは南部町には合わないじゃないかと思うわけですね。東長田、上長田、賀野、私の住んでいます猪小路や北方のあたりでも、そういう大きな農業集団というのはちょっとなじまないんじゃないかなというぐあいなニュアンスは持っています。これは農業を担う皆さんとぜひともまた実際のお話を聞きながら、御議論いただきながら町が支えていける町の役目があれば、ぜひともそういうことに対しても御支援をしていきたいというぐあいに思っています。答えになったかどうかわかりませんが、そう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 100号から106号まで全てです。この中で、指定管理期間が3年のところと5年のところとあります。何でここは3年で、何でここは5年なのかなというところがいまいちよくわかりません。どういったお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 議案第100号から議案第106号まで、公の施設の指定管理についてであります。今、一括してというお話がございました。答弁、そういう趣旨でよろしく願いいたします。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 陶山でございます。一番最初はたしか3年がベースでやっていたと思います。その中で、3年ではやはり経営をお願いするのに不安定だということ、順次5年にしてきたと思います。今、景山議員がおっしゃられるように、それでは割り切れんような、経営をお任せしながらまだ3年かよというところが何件もあります。次期更新のときにはもう少しこの辺の考え方を整理しまして、安定してお願いするためには、やはり私は5年程度の指定管理の期間がなければ、人を雇ったり、機器を購入したり、そこの地域と密接な関係をつくったりしながら、3年でじゃあ、指定管理が終わりねというのは少し短いような気がしているところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 個別に行きます。議案第100号、よろしいですか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第100号については、公の施設の指定管理、これ南部町民体育館というのは初めて指定管理になるんじゃないでしょうか。私の記憶違いでしょうか。記憶違い……（「初めて」と呼ぶ者あり）初めてなんですよ。

それで今回、いろいろほかの議員の皆さんも聞いていると思うんですけども、特に施設の管理について選挙で回っていたら、本当にいろんな意見聞かせてもらったんです。特に町民体育館、網戸がない問題とか、もう倉庫みたいになっちゃっている、更衣室がとかいう問題があって、正直言って、指定管理に私は若干の疑問を持っております。それは委員会で言うんですけども、あの手入れしないままを指定管理をするのかという気持ちと、もう一つは、なぜ指定管理していくのかということですね。これはやはり説明していただかないと、今まで直営でやってきたものを



指定管理の議案を出して、これでどうでしょうかということにならないんじゃないでしょうかという意味では、詳細については委員会で聞きますので、町の基本的な姿勢として町民体育館を指定管理にしていく理由と、この団体を選定したことに対しての考え方ですね、それをちょっと教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。まず最初に、施設が古いというところで、あの状態で指定管理を出すのかという少しお話もありましたけども、ある程度修繕を、直すところは直して来年の4月には出したいな。指定管理に出した後もふぐあいがあれば、その辺は町のほうで責任を持って施設の管理のほうは、修繕のほうは対応してまいりたいと思っております。

今回、指定管理のほう、指名指定でスポnetさんのほうにという、なぜ出したかということでもありますけども、現在、皆さん御存じのように、町民体育館のほうは場所的にもいい場所にありますし、たくさんの方に利用をいただいている現状にあると思います。ただ、直営で今、行っておりますけども、職員、担当が1人で社会体育を含め、いろいろな部分で仕事をしておりますので、実際に利用される方々からいろんな不便をかけている状況であるというのは十分承知をしているところでありまして、鍵の受け渡し等につきましても今現在シルバー人材センターのほうに委託をして行っております。そういう部分では非常に十分な対応ができていないということはあると思います。それで、やっぱりスポーツ活動に精通をした団体にできれば指定管理を出して、きちっとした管理なり活用をさせていただきたいという思いがありましたので、今回指定管理にというふうに考えて、ただ、スポnetさんというところでもありますけども、御存じのように町としましても、社会体育、生涯スポーツの部分で今まで実績もあると思いますけども、スポnetなんぶさんのほうに担っていただいている部分があると思っております、事務所のほう、非常に近い位置に、しあわせのほうに、スポnetなんぶさんのほうの事務所を構えておられますので、町民体育館と非常に近いという意味で受付だったり、何かあればすぐ対応ができるという立地条件にありますし、スポnetなんぶさんのほうが実際今、夜の利用は非常に多いんですけども、平日の利用がほぼ、子供たちの利用が主にあるぐらいで空き時間が多いというところで、スポnetなんぶさんとしてもいろんな部分でこれからあいた時間を利活用して、自主事業のほうも企画のほうをしていただくという部分ではある意味、町民の皆さんが平日でも休日でもいつ来られても、そういうスポーツに親しむ環境が整っていくんじゃないかという部分で、今回指名指定としてスポnetなんぶさんのほうにお願いをしたいということで、今回提案をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 教育次長の話されたことについては、また委員会で質疑したいと思うんです。町長、今回、私たちも住民から声を聞いて、11月に町内の体育施設を見て回ったんですよ。驚いたことは、どこも施設使っている、晩に明々と電気がついて。日ごろ見ない若い人たちがたくさん来ている。恐らく町外の方もいらっしゃるのかなと思うんですけども、あれ見ていたら、いや、南部町、まだまだ元気だよねというふうに思うし、そういう人たちを大事にしないといけないという点から見たら、施設整備の不十分さというのはやっぱり際立ったというのが現状でした。例えば、言っているのは、お金出して利用料出しているんだけど、鍵も自分であけないといけないとか、そういうところの不便さというのあると思うんですよ。ちょっとそれはまずおいといて、いわゆる指定管理にしていこうこと、指定管理をふやすことで町長にお聞きしたいんです。

先ほど言ったように、指定管理というのは最低でも5年は欲しいとおっしゃいましたが、5年雇用で正規雇用できるような大きな会社は南部町には存在しないわけなんですよ。都会のように、例えば人材を囲ってて、そこの職員を指定管理の先に持っていこうというところならわかるんですけども、結果として小さい町が指定管理をとったあげく、どうなるかと思ったら、いわゆる働く職員の待遇悪化につながっていくのではないかとというふうに思うんですよ。もうちょっと言えば、南部町はほかに比べて職員の数が少ないんだから、社会体育の人が少なければ職員を採用してやればいいのかではないか。そしたら、安定雇用につながっていくということあると思うんですね。でも、確かに安定雇用が必要だと言いながら、改善もせんといけないと言ってこういうふうに指定管理をふやしていけば、その場所で非正規雇用がどんどんふえていっているんですよ。そういう意味でいえば、私は今回も、全部とは言いませんが、町体については少なくともせっかく直営でなさってきたんだから、直営でどのようなことができるのかも含めて、職員増も考えてやっていくべきではないかと言うんですけども、町長は指定管理をふやしていくことについてどのようにお考えをお持ちですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。スポnetなんぶが総合型スポーツクラブとして、これからいろいろな夢や希望を持っておられますのは、私はよく聞いておりますし、よく知っています。しあわせのトレーニングジムのハードユーザーでありましたけど、このごろは行っていませんけども、ぜひとも、一番大きな課題は、例えば教育委員会の職員が管理しているといっても、実際にそこに目くばせ、気くばせをして、いつもいつもそこで自分が体を動かしたり、スポ

ーツトレーナーをしたりそうしながら、もう少しこういう道具があったらいいなというところまでは、それはしないわけですね。管理は管理という視点でしか見ないわけです。それよりも、先ほど私が公共施設の管理の問題も言ったんですけども、もっと多様な人材が、もっとプロが、もっとアイデアを持った人たちが有効に利用するような手法は、きっと僕はあると思っています。現実には体育館、昼間使っている人はいません。夜はもう満杯ですけれども、昼間は使っていない。そこを例えば健康づくりであったり、あの体育館を有効に使う方法は、やはりこういうプロのスポーツクラブの方にお任せしたほうが、将来が語れるではないかと思っています。お任せしたからにはいろいろなニーズも出てくると思います。先ほど言われたようなカーテンが破れてるようなことではいけないとか、更衣室が壊れているとか、こういうことに対しても真剣に、予算や財源の問題もありますけれども、お互いに役割を分担しながら、積極的に改修して使い便利をよくする、そういうことは可能ではないかなと思っています。そういう面では、私は、スポーツクラブ、スポnetに委託することに一つ期待をしているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） きっと町体をスポnetにするのはスポnetの育成とか、町がつくったんですからね。責任がありますから、そういうところで仕事をふやさなければ、給与も確保できていかないところあると思うのですが、町長、幾らプロがスポーツクラブを運営するといっても、このプロのスポーツクラブの集団をつくって、そこを支えているのは町じゃないでしょうか。町の支援がなかったらできないわけですよ。ということは、何が言いたいかというと、要はそこでの、プロが集まって彼らの待遇が改善されるかといったら、結局は町から、これは職員をふやさないで、給与をふやさないでやろうとしていることを選択している限りは、幾らいい仕事して下さっても、住民の利用者が都会じゃなくて爆発的にふえない限り、彼らの待遇ってよくならないんですよ。そういうことを考えれば、全体的にトータルとして、確かにスポnetなんぶの成長も保証していかなくてはいけないんですけども、公がきちっと、雇用も安定していく中で社会体育の必要性ということを考えるのであれば、施設の管理も含めて私は残して直営としてどのようなやり方がいいのかというところで、何ぼでも共存していけると思うんですよ。そういうことをぜひ検討すべきだということをおきます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 現在出ています指定管理者の方がそのまま指定になった場合、大

きく運営方針が変わるような施設というのはありますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） これは全体ですか。

○議員（1番 加藤 学君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。加藤議員の御質問は、運営方針というか、例えば体育館が全く別個なことに使われるだとか、そういうことはありません。基本的にこの条件は、全て行政が公共施設として運営の方針を持っていますので、この方針にのっとってやっていく。ただ、運営の効率性だとか有効性だとか、そういうものに対しては行政がするよりさらにメニューがふえるだとか、そういうことを期待してやるものがございます。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤議員、よろしいですか。

○議員（1番 加藤 学君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて行きます。

議案第101号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第102号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第103号。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この103号についてちょっと質疑をさせていただきます。

この森林公園ですけれど、公園を含めて森の学校という施設等々もあるわけなんですけれど、その辺の施設利用について南さいはくのほうも非常に苦慮しているというのが現状で、なかなか目立たない分とか、そういった周辺の整備がまだまだいってないところなんですけど、これからこの里地里山を整備していくという中で、この森林公園の整備というものは非常に必要ではないかなというふうに思っているんですけれど、町長としてはこの指定管理の審査会があったときに、南さいはく含めて町としての考え方ですか、その辺についてこの森林公園周辺の整備についてどのように考えて、これから進めていこうというような考えがあったらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。森林公園の整備もかなりの時間かかりまして、実は

私が担当しましたので思い入れもあります。あの当時は、まだ子供さんたちにたくさん来ていただきまして、それからかなりの年数がかかり、遊具等も壊れてきました。今、一番注目されるのは、きっと健康であったり、自然環境であったり、湖の周りで一定のスポーツをするだとか、ウォーキングをするだとか、そういうことが一番注目されているんじゃないかなというぐあいに思っています。

一般質問にありましたように、あそこの周りでW i - F i 環境はまだありません。木漏れ日の中で仕事をするだとかそういうことをしながら、都会の皆さんがあそこで統合医療であったり、それから薬膳料理であったり、運動療法であったり、そういうことを重ねながら元気になって都会に帰っていくというのが、私は一つの夢に描いています。将来的にヘルスツーリズムというんですか、南部町の健康度が上がれば南部町の健康福祉、そういうものがきっとその観光資源の一つになってもっと可能性も生まれてくると思います。ただ、私の4年の任期の中で、そのような壮大なものを今、言うのも何なんですから申し上げませんでしたけれども、こういう南部町の健康度、健診率が高まるだとか、あとは皆様と一緒にやりながら、がん対策であったり、禁煙をもっと進めるだとか、そういうことを進めることによって南部町に行く元気になれるぞと。その一番にフラワーパークであったり、緑水湖の周辺であったり、そういうことを使っていくことによって、まだまだ展開を進めていく余地はあるというぐあいに思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 板井議員、よろしいですか。

○議員（8番 板井 隆君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて行きます。

議案第104号、ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第104号は、南部町公民館のさいはく分館の指定管理ですね。

○議長（秦 伊知郎君） そうです。

○議員（13番 真壁 容子君） それについて町長、教育長にお尋ねしておきます。

ほかの指定管理の場所と違って、この南部町の公民館、さいはく分館は、いわゆる指定管理することによって、ほかにもいろいろ考え方があると思う。私は、体制が後退したというふうに思うわけなんです。以前から言っているように、さいはく分館、公民館という以上は、社会教育主事等を配置して、きちっと教育委員会が責任を持った運営をしていただきたいと、人の配置を言ってきました。そういう点から見れば、ほかの指定管理の指定と違う問題を私は抱えているとい

うふうに思うわけなんです。そういう点から見て、少なくとも法勝寺周辺、地域振興協議会ができたといえども、これまでの旧西伯にあった西伯公民館から比べたら、これは社会教育の体制が後退していると住民が見ているんですけども、それについて町長、教育長はどうお答えか。

加えて言うならば、指定管理をするといえども、その中にきちっと社会教育主事と公民館の公民館主事等を配置すべきだという要求に対して、どのようにお答えくださるでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長であります。お答えをしたいと思っております。もとのところは、やはりこれからの社会教育というものをどう考えていくのかということだないかというぐあいに私自身は思っています。これまでこういう体制でこんなぐあいにして、こんな役割を具体的に社会教育が、あるいは公民館が担ってきました。その同じことがずっと続くわけではないんだろうなというぐあいに私自身は思っています。時代や社会の変化の中で、社会教育が果たすべき役割というものを展望をしていくことが大事だろうというぐあいに思っています。

特に、主に公民館という社会教育施設が担ってきた大きな役割、これまでのといいましょうか、私も職員でおった時期があったんですけども、個人の生きがいづくりとか、あるいは仲間づくり、そういうものを、さまざまな活動を通じて進めてきた、こういうような役割が大きなものだったんだろうなというぐあいに思っています。そうした中で、こういうさまざまな学習をしようとするれば、いろいろな学び方もできるわけでありますので、必ずしも公民館活動だけがそういうことを担うということではないということになれば、どちらかといいますと、自主的な皆さん方の学習、そういう施設を使った学習をどうサポートをしていくのかというあたりが一つの施設活動としての方向性かなというぐあいに思っております。とはいえ、冒頭申し上げましたような社会教育の今後の方向性ということ考えたときには、やはり地域のさまざまな課題を社会教育を通じてどうかかわっていくのか、このあたりをどう進めていくのかということが大きな大事なことだろうと思っております。そういうことを進める上で、議員御指摘の社会教育主事を養成をするということに関しては私も同じような思いもございますので、引き続き派遣に心がけながらそういう職員を育て、かかわっていけるように進めてまいりたいというぐあいに思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 教育長のお考えを承りました。住民ないし私が求めております、そこに公民館主事等を配置するということについてどうなのかということをお聞きしたいんです。

先ほど言えば、社会教育だけではないというふうにおっしゃるのですが、私は、地域振興協議会よりも教育委員会がすぐれているとか、公務員がすぐれていると言っているじゃないのです。

教育基本法に基づいた教育委員会の中での公民館の設置が必要だと言っているわけです。それは地域振興協議会という町がつくった地方振興区制度に基づいた地域振興を目的にしたやり方からでは、個人の完成をうたっている、人間の完成をうたっている教育基本法に基づいた公民館活動の充実とははからずしも一致しないというふうに思うわけなんです。だから、当然、地域振興協議会等の活動は住民の活動としてあっていいのかもしれませんが、本来である教育基本法に基づいた公民館設置をして、たとえ仮にまちづくりには興味のない方でも、余り町政に協力したくないわと思う方でも、個人の完成を願ったりとか、自分たちの生きがいつくりをする方が本当に自発的に行けるんだというところが教育委員会ないしは公民館の自主的なよさであって、それが戦後の地域や文化を支えてきた民主的な活動だったのではないかと、教育長が一番よく御存じだと思っんですよ。そういう点から見たら、私は、きちっと予算づけをして公民館足り得るためにも、教育委員会からの人の配置を強く求めておきたいと思っんです。

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第105号、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第106号、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） それでは、議案第107号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第4号）、質疑ありますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） この補正予算なんですけども、細かいことについてはまた委員会で聞こうと思っんですけども、町長に基本的なことをちょっとお聞きしておきたいなと思っってお聞きします。

予算書の13ページの一番下段なんですけども、土木費の中で住宅費、これが補正額が上がっております。そのことの中で工事のことなんですけども、103万7,000円ですか上がっておりますね。この説明書を見ますと、37ページに載っているんですけども、いわゆる町営住宅の団地内の近隣同士の騒音問題に対して、一定の負担軽減を措置として二重のガラスを2戸分について設置するということなんですけど、これ私、思っんですけども、何か問題があったらこの住宅でも町営の公営住宅ならこういう手だてをするということ、そういう考えなんでしょうか。一つは、これをやっても根本的な解決にはならんじゃないかと思っんですよ。そこら辺で一体、どういう規則というんですか、そういう枠にはまってこういうことをされるのかということ。

それと、その2戸分の方がこういう措置をするということについて要望があったもとでやられたんでしょうか、どうなんでしょ。今後もう1件、私もほかの場所でもトラブルの面も聞いているんですけども、そういうところで根本的な解決をやるなら、そこに対して肩こりでそこへサロンパス張ってそれで抑えると、そういうようなことをやっておって果たしていいのだからかということ。

あわせて、私は何回か町営住宅について一般質問しました。共通の要求に対してはやはり倒す、例えばドアの腐食の部分がある、あるいは湿気の部分がある、あるいは雨漏りがする、そういうようなことを共通の部分に対しては、それは当然手当てをせんといけんですけど、限られたことにこういうことをやられるのは何かの根拠があってやられるのか。

それと、そういうことの措置されるこの2戸の方からそういう要望があったのかどうなのか、その点についてお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。亀尾議員からの御質問にお答えいたします。非常に特定なことございまして、わかりにくい説明になるかもしれませんが、御了承ください。

実は私もこの予算の説明を聞いたときに、非常に違和感を感じました。これが正直なところです。一定の効果があるという職員や担当課長等の話も受けながら、効果があって、地域の皆さんもそれを期待しているということであれば、予算化をして議会の皆さんに御説明しましょうという気持ちで立つつもりでございました。

しかし、きのう、その該当の皆さんが来られまして、いや、そうではないんだと、そういうことを期待はしていないということでございました。既に上程をして議員の皆さんに御説明する内容ですけども、時間もまだこうやって、きのうのきょうでございますので、私もきちんとした整理ができておりません。したがって、十分に地域の皆さんのお考えをお聞きして、事の対応に当たりたいと思っています。これが今時点の段階です。いいというぐあいになって提案してみましたけれども、当のお方々はそうではないということがわかりましたので、大変議会に対しては失礼な提案になったかもしれませんが、御容赦ください。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 確認ですが、結局、何のそういう根拠というか、いわゆるこういう手だてをする根拠というのは、別に規則とかそういうものでは決まってないということですね。確認できますね。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。



○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。議員言われるように根拠という規則というものはございません。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員、よろしいですか。

続いて行きます。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第108号、平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 1点だけ教えていただきたいと思います。

今回の補正でとうとう虎の子の前年度の繰越金を入れた、どうも予算になっておりますし、療養給付費もふえているようですけども、一番心配するのは、もう底がないんだけどこの会計どうにかなるかな、そこだけ心配ですけど見込みはわかりますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。詳しい数値をとすることはなかなか難しいことなんでございますけれども、今までの26、27年度の決算から28年度を予測したわけですが、実績に比べ、実績が少し上がっているという状況ですが、28年度につきましては、恐らく今の予算の範囲内でいけるんではいかというふうに担当と踏んでおるところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第109号、平成28年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第110号、平成28年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この水道事業については、いわゆる簡易水道統合推進に要する経費で、今、課の方々が水道問題で説明会に行っているときにお話聞いている、平成29年度から水道統合が簡水も上水も統合になる、そのための手続の費用だというふうに理解しているのは、

それでいいんですよね。

そこで町長にお伺いします。以前も説明会で御一緒になって、意見も交換させていただいたんですけども、この簡水と上水が一緒になることによって、国の指導だというんですけどもすることによって上水の公営企業の中に入れて、これまで簡水で特別会計があって一般財源の繰り入れが比較的できたものを国の方針で上水に一致させて、それでそこで賄いなさいというのは、都会はともかく、こういうふうに中山間地域でかけ離れたところに水道管を通していているような町が受け入れるだろうかということじゃないでしょうか。私は、ぜひ鳥取県知事や隣の知事等も含めて、町村会も声を上げていただきたいと思うんですよ。余りにも、命の水と言いながら、都会はいいかもしれないけれども、田舎で簡水でやっていたものをこれまで一般会計入れずに水道料金の中で賄えるか。恐らくほとんどの町村は一般財源つき込まなければいけなくなってくると思うんですよ。このままでいけば人口も減ってくるしね。そういう中で、私は、やはりネットワークを生かして、町長にはぜひ、そういうやり方をするのではなくて、きちんと補助金なり町村が安心して維持していくためには、やっぱり水道料金が過重負担にならないようなということと、従来の補助金は少なくともよこしなさいよということはしっかりと行っていただきたい、国に対してですね。それいかがでしょうか、町長。国の言いなりになって、これも仕方がない予算だと通すけど、何もメリットありませんよ、町には。どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今、水道の料金統合で各地区を回らせていただいております。そこに住む皆さんの水道への思いといいますのは、みんな大事な命の水だということは、もうもちろん皆さんがおっしゃることでございます。水道料金が仮に140円、150円にしてもペットボトル1本で1トン、南部町の給水車2トンですので、あれが300円、あれ満水にしたものが300円。コンビニで買うお水が120円だとか100円でする中で、この辺の値段的な感覚といいますのは決して私は水道は高くはないと思いますけれども、実際に毎日使う中で生活費を捻出する中で、やはりもっと安くという気持ちもわからないではないと思っております。

その中で、長い課題の中で、全国の中では高いところもあれば安いところも出てきてます。地形や地勢の中で、1つの町の中で簡易水道が1つあれば、そこに大きな財源を投下しながら昔の既得権益の中で安くされてるとも私は知っております。その中の統合分だけ安い。たまたま南部町のところではそこを公共料金として小さければ高かったと、そういうこともありましたけれども、これを1カ所1カ所トータルすればおのずと差が出てしまうというのは明白なことだろ

うと思っています。

それを今、簡易水道という名前でそこを分け隔てするだとかそういうでなくて、真壁議員は多分、補助金を投下するというので、そういう視点に立って今、公営企業であってもそこに財源を投下するような国の方針にならないのかということを書いていけということなんじゃないかなと思うんですけども、気持ちは全く私もそうです。ただ、全国のこの中で今、人口が減少していく中で、その国が本当にそういうことにするかどうか私、懐疑的ですけども、まずはこの南部町の水資源のこの財産というものを次の世代にきちんとつなげていくために、少なくとも今、私たちがしなくちゃいけないのは、今この時点でまずスタート点を一緒にしながら、合併した町が一人一人がみんなが料金の、申しわけないですけど将来にわたった少しずつ負担をかけながら、お互いにどこに住んでも同じ料金で水をつくり上げていく、そしてその値段というものは、一緒に値段が上がっていく、そういうものがやはり大事なんじゃないかなと思います。西伯は差があるのかだとか、会見だけに負担をかけるのかだとか、そういうことではなくて、ぜひそこを御理解いただきたいと思います。

真壁議員の言われる気持ちはわかりますので、もしそういう機会があれば、南部町やその他の実態というものもよくよく研究しながらお訴えもしていかななくちゃいけないと思いますけども、全国で人口が減る中でこういう下水道等にも今、広がろうとしております。ですから水道ばかりじゃなくて、将来の負担ということを考えた場合、公共料金が田舎に住んでは高くなる、住めなくなるということがないように、そういう面では国のほうに言っていかななくちゃいけないというぐあいに思ってます。以上です。（「言ってくださるのね」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） それでは次、行きます。

議案第111号、平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）、質疑ありますか。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田でございます。病院事業会計の給与費が上がって、非常勤職員1人が採用されて、それと人勤部分ということでございますが、これにあわせて決算見込みが多分されてると思うんですけども、27年度は赤字だということでございますが、28年度はどのような収支見込みをされておられるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 西伯病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 事務部長でございます。仲田議員の御質問にお答えしますけれ

ども、少し確認でございます。非常勤職員1名を採用したというのは、在宅生活支援事業の部分でございます。今、御質問は病院事業のほうでございます。

7ページのほうをごらんをいただきたいというふうに思いますが、ここが一番上に、キャッシュフローの状況をあらわしてございます。この一番初めに1の業務活動によるキャッシュフロー、ここに当年度純利益という格好で、これは1,804万8,000円ほど今年度の純利益という格好で見込んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） ありがとうございます。意外とこの時期は黒字という表示が出るんですね。ところが、決算してみると実は逆転して2,500万の赤字だったというようなことが多々あるもんですから、それからちょっとそういうのは情勢どうなのかなということでお聞かせ願いたいということではございますが、このデータが正しいとか間違っているという意味ではございませんが、年々赤字が膨れているという話を聞きます。それとあわせて患者数も減ってきているというような話がございしますが、特にベッド回りが空きベッドがふえてくると、1つ当たり1カ月に100万はマイナスになるというような状況もございしますので、その辺のベッド回りの回転とかそういうところもどうなのかなというところがありましたので、この問題をさせていただいたところでございますが、1,800万の黒字になるということが出ておりますのでそれを確認して終わりたいと思いますが、ぜひそういう方向で進めていただきたいというように思いますので、よろしく願います。（「要望だ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 要望でよろしいですか。

○議員（7番 仲田 司朗君） 要望です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第112号、平成28年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、来週12日、月曜日ですが、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。本日は御苦労さんでした。

午後4時07分散会

---